

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本法人は、「一般社団法人 横浜すぱいす」

(英称：General Corporate Association 'Yokohama Spice')と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、子どもにかかわる横浜市内の多彩で素敵な人材や企業等を「つなぎ」子どもの健全育成に寄与することを理念とし、分野や地域を越え、様々な素敵な体験活動やコミュニケーション活動を通して横浜の教育の充実に向けた事業を行う。

また、学校の教職員、指導者及び保護者等の素敵な放課後プログラムに関わる指導者が共に育つ（共育の）機会を提供し、指導者養成及び活用並びにそれぞれの手法を持つ機関や団体間の交流・コーディネートを行う。

さらに、子どもの放課後に関わるエビデンスに基づいた素敵な放課後プログラムを提供するために、アンケート調査等の調査・統計を通して、実際の子どもたちの姿等と照らし合わせながら、変容等についてPDCAサイクルに基づいた研究を推進する。また、素敵な放課後プログラムを集約し、普及啓発活動等を行い、もって子どもたちをはじめとする、横浜市内を中心としたあらゆる学校、民間機関、団体、企業及び政府や地方公共団体とのパートナーシップの確立を図り、21世紀の新しい時代の中で、子どもたちの活力ある未来を応援し、社会に貢献することを目的とする。

(公告の方法)

第4条 本法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(事 業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校教育・社会教育・生涯教育の充実に目的とした教育事業及び教育支援事業
- (2) スポーツ・文化活動や体験活動を促進する教育事業及び教育支援事業
- (3) 教育活動に必要な教育資源の調査・統計・分析を通じた研究開発事業
- (4) 子どもの健全育成、保健、医療又は福祉の増進及び普及啓発を図る事業
- (5) 安心して子育てができる環境の整備を目的とした保育等の施設運営事業
- (6) 学校及びその他機関と企業等パートナーシップの確立を図る事業
- (7) その他、前各号に掲げる事業に附帯又は、関連する事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第6条 本法人の会員は、次の3種とし、基幹社員をもって法律上の社員とする。

- (1) 基幹社員 本法人の活動を主体的に担い、自己決定を行う個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の活動に賛同し、活動を援助するとともに、サービスを受取る個人

- 又は団体
(3) 活動会員 本法人の活動に賛同し、サービスを享受する個人又は団体

(社員の資格取得)

第 7 条 本法人の基幹社員になろうとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 賛助会員として入会しようとする者は、所定の賛助会員申込書を代表理事に提出することによって入会できる。
- 3 活動会員として入会しようとする者は、所定の活動会員申込書を代表理事に提出することによって入会できる。

(経 費)

第 8 条 会員は、本法人の目的を達成するため、次の経費の負担を負う。

- (1) 基幹社員及び賛助会員、活動会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退社)

第 9 条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に本法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第 10 条 本法人の社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第 49 条に定める社員総会の決議によって、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員の資格の喪失)

第 11 条 社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退任したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 第 8 条の支払義務を半年以上履行しなかったとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員が同意したとき

(社員名簿)

第 12 条 本法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第 4 章 社員総会

(構 成)

第 13 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びに附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他、社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開 催）

第 15 条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（招 集）

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（議 長）

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決権）

第 18 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

（決 議）

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議事録）

第 20 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正社員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印する。

第 5 章 役員及び職員

（役員の種類及び定数）

第 21 条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 20 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。代表理事以外の理事のうち若干名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(職務及び権限)

第 23 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、本法人を代表し、その業務を総理する。
- 3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事会は、総会の定めにより、定期的を開催する。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。
- 4 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(顧問)

第 26 条 本法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。

(職員)

第 27 条 本法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、総会の議決を要しない本法人の業務の執行に関する事項

(招集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第 31 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議 決)

第 32 条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知のあった事項について書面をもって表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する事項は、その議事の議決にかかわることができない。

(報告の省略)

第 33 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が議事録に署名、押印する。

(理事会規則)

第 35 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第 7 章 基 金

(基金の拠出等)

第 36 条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、本法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 計 算

第37条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第42条 本法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、本法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(経 費)

第44条 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 基幹社員 入会金 5,000円、年会費 10,000円
- (2) 賛助会員 個人：年会費 10,000円(一口以上)、団体：年会費 50,000円(一口以上)
- (3) 活動会員 入会金 1,000円、年会費 1,000円

(法令の準拠)

第 45 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令によるものとする。

平成 27 年 6 月 21 日